

安全装置を働かせていない 機械式シートベルトプリテンショナーによる 人身事故が発生しました



ご注意ください



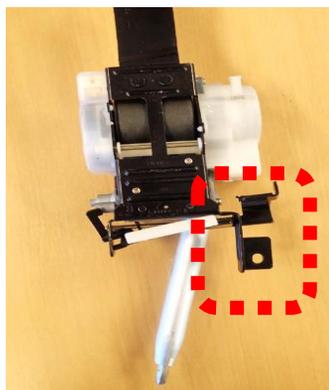
引取基準に従いエアバッグ類を引渡す事は解体業者の義務です。
上記未実施により人身事故が発生した場合、
排出業者である解体業者には、
『解体業者の再資源化実施義務等違反(法16条)』及び
『業務上過失傷害等の刑事罰』が科せられる事があります。

平素は、エアバッグ類の適正処理にご尽力いただきましてありがとうございます。

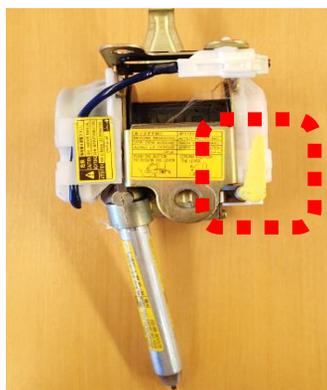
今般、運搬業者の集荷検品時に安全装置を働かせていない機械式シートベルトプリテンショナーが作動し、
運搬業者作業員の負傷事故が発生しました。

解体業者の皆様方におかれましては、今一度現場の適正処理が実施されているか再確認頂き、車両から
取外す前及び回収ケース収納前に以下の状態である事を必ず確認して下さい。

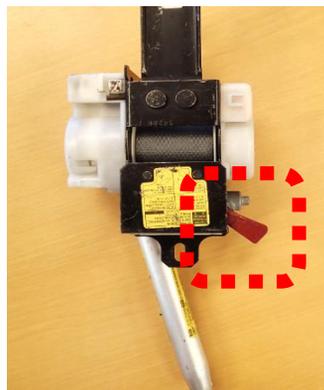
<安全装置が働いている状態>



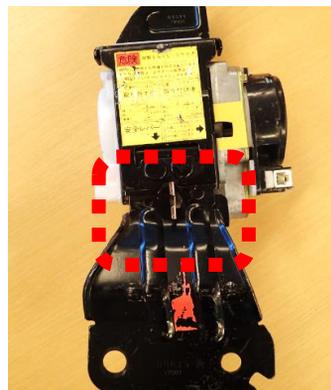
穴が見える状態



レバーが縦の状態



レバーが下向きの状態



ピンが縦向きの状態

詳細は、エアバッグ類適正処理情報、又は以下のエアバッグ類引取基準(簡易版)をご覧ください。

<アドレス> http://www.jarp.org/jars/ab_reception_std_summary.pdf (P.3~4)

ご不明な点は、自再協にお問合せください

自動車再資源化協力機構(自再協)

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org